

基準 23 (複合的な運動・レジャー施設の宿泊施設)

自然環境と調和し、計画的かつ一体的に整備される複合的な運動・レジャー施設のための宿泊施設を建築する場合で、当該運動・レジャー施設の整備計画（以下「整備計画」という。）及び宿泊施設の計画が次のそれぞれの基準に該当するもの。

(1) 立地基準

ア 総合計画等での位置付け等

整備計画は、姫路市が総合計画等に位置付けしたものであり、地域振興に寄与するものであること。

イ 周辺土地利用との整合

整備計画は、周辺地域の土地利用等に関し農林漁業関係部門との十分な調整が行われたものであり、姫路市の土地利用計画と整合が図れるものであること。

ウ 立地不適地

整備計画の区域内に次の土地を含まないこと。

(ア) 自然公園法等に基づく公園計画を策定した区域である土地

(イ) 第1種風致地区である土地

(ウ) その他自然環境の保全上必要と認められる土地

(2) 計画基準

ア 開発区域の規模

整備計画は、地域の合理的土地利用を確保するための適切な規模を有するものとし、その規模は次のとおりとする。

(ア) 計画に係る全区域の面積が10ha以上

(イ) 複数の開発事業者によって運動・レジャー施設が整備される場合（以下「共同開発」という。）にあつては、宿泊施設が立地する開発事業の区域が5ha以上

イ 運動・レジャー施設の種類

整備計画に係る運動・レジャー施設は、原則として3種類以上の第二種特定工作物を有すること。

ウ 環境の確保

整備計画に係る区域内の森林を、おおむね50パーセント以上確保すること。

エ 関連公共施設の整備

開発事業は、道路交通量等、周辺の公共施設の現況及び将来計画を考慮の上、必要な対策が講じられるものであること。

(3) 宿泊施設の基準

ア 自然環境との調和

建築計画が周辺の自然環境と調和したものであること。

イ 敷地の規模

宿泊施設の用に供する敷地の規模が整備計画に係る全区域の面積の10分の1以下であつて、2.5haを超えないこと。

ウ 計画宿泊人員

計画宿泊人員は運動・レジャー施設の利用上必要と認められる員数であつて、200人を超えないこと。

エ 維持・管理

運動・レジャー施設の利用増進上必要不可欠な宿泊施設として適切に維持管理されること。

オ 施設の配置等

共同開発にあつては、すべての運動・レジャー施設の利用者の利便を考慮し、宿泊施設及びそ

の主要な出入口が適切に配置されていること。

カ 地域振興への寄与

宿泊施設が地域振興に寄与するものであること。

平成12年 4月27日	平成12年度第1回開発審査会承認済
基準適用年月日	平成12年 4月 1日

ア 運動・レジャー施設の種類

「原則として3種類以上の第二種特定工作物を有する」とは、次表に掲げる施設を3種以上、かつ次表A欄に掲げる施設を2種以上有し、通年利用の確保及び多様な利用階層の確保が見込まれるものをいう。

ゴルフコース、ミニゴルフ場、ゴルフ練習場が併存する場合は1種類とみなす。

対象施設一覧表

区分	運動・レジャー施設		参考事項								
	施設名称	該当要件		利用季節の想定				利用階層の想定			
		規模	その他	春	夏	秋	冬	小	青	壮	老
A 第 二 種 特 定 工 作 物	① 野球場	1ha 以上		○	○	○	○	◎	◎	○	
	② 陸上競技場	〃		○	○	○	○	◎	○	○	
	③ 多目的グラウンド	〃		○	○	○	○	○	○	○	
	④ ゴルフコース		別途定義による	○	○	○	○		◎	◎	○
	⑤ ミニゴルフ場	1ha 以上		○	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ テニスコート	〃		○	○	○	○	◎	◎	○	○
	⑦ ゲートボール場	〃		○	○	○	○		○	○	◎
	⑧ 屋外プール	〃			○			◎	◎	○	
	⑨ 屋外スケート場	〃					○	◎	◎		
	⑩ サーキット	〃		○	○	○	○		◎		
	⑪ 馬場	〃		○	○	○	○	○	◎		
	⑫ 遊園地	〃		○	○	○	○	◎	◎	○	
	⑬ 動物園	〃		○	○	○	○	◎	◎	○	○
	⑭ 観光植物園	〃		○	○	○		○	◎	◎	○

B 準 ず る 施 設	⑮ ゴルフ練習場	1ha 以上	打ち放し	○	○	○	○		◎	◎	
	⑯ テニスコート	1ha 未満	8面以上	○	○	○	○	◎	◎	○	○
	⑰ ゲートボール場	〃	8面以上	○	○	○	○		○	○	◎
	⑱ マリーナ		係留 50 隻以上	○	○	○			◎	◎	
	⑲ 観光牧場・農園	1ha 以上		○	○	○		○	○	◎	○

○：一般的季節、利用者 ◎：主たる利用者